

議案第70号

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月1日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、西脇市国民健康保険税条例を改正する必要があるため。

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西脇市国民健康保険税条例（平成17年西脇市条例第107号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
1	<p>附 則 (略)</p> <p>1～5 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯 所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合は、第3条第1項中「及び山林所得金 第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金 額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34 条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26 号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第35条の2第1項、第 34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第31条第1項 36条の規定に該当する場合は、これらの規定の適用により同法第31条第1項 に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額。以下この項 において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条 の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得 金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は 山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に 規定する長期譲渡所得の金額」と、第28条中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額 とする。」</p>	<p>附 則 (略)</p> <p>1～5 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯 所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合は、第3条第1項中「及び山林所得金 第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金 額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34 条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26 号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第35条の2第1項、第 34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第31条第1項 36条の規定に該当する場合は、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡 所得の金額から控除した金額。以下この項において「控除後の 長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、 「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後 の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」と あるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡 所得の金額」と、第28条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金 額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>
7	<p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しく は特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合は「法 附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の 金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは 「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替え るものとする。</p>	<p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しく は特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合は「法 附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の 金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、 「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p>

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の西脇市国民健康保険税条例附則第6項及び第7項の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。